四から六〇八まで、井川町乳ノ久保五一九の一二九、井川町平山七三二六の四一、井川町吹峯六三五四の七八七、六三五四の七八八、六三五四の七九〇から六三五四の七九六まで、六三五四の七九七（次の図に示す部分に限る。）、六三五四の七九八から六三五四の八〇二まで、六三五四の八四五から六三五四の八六二まで、六三五四の八七七、六三五四の八八二、六三五四の九〇〇（次の図に示す部分に限る。）、六三五四の九〇一、六三五四の九〇五、六三五四の一三〇四、六三五四の一三〇六、六三五四の一三〇八

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

西祖谷山村下名五七三から五七五まで、五七九から五八五まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三百三十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市三野町太刀野山字岡五〇六〇の一四、五〇六〇の二〇、五〇六〇の二一、五〇六〇の二五、五〇六〇の二八、五〇六〇の三二、五〇六〇の三五、五〇六〇の三六、五〇六〇の三八から五〇六〇の四一まで、五〇六〇の四三から五〇六〇の四七まで、五〇六〇の四九、五〇六〇の五〇、五〇六〇の五二から五〇六〇の五四まで、五〇六〇の五八、五〇六〇の六一、五〇六〇の六二、五〇六〇の六四から五〇六〇の六七まで、五〇六〇の七一まで、五〇六〇の八〇、五〇六〇の八九から五〇六〇の九一まで、字谷五五八〇、五五八一、五五八二の一から五五八二の八まで、五五八三、五五八五の一から五五八五の六まで、五五八五の八、五五八六の一、五五八六の二、五五八八の一、五五九〇の一から五五九〇の七まで、五五九一の一、五五九一の二、五五九二の一、五五九二の二、五五九三の一、五五九三の二、五五九四の一、五五九五、五五九六の一から五五九六の六まで、五五九九の一から五五九九の四まで、五六〇〇の一から五六〇〇の三まで、五六〇二から五六〇四まで、五六〇六、五六一七の一、五六一七の二、五六一七の四、五六一七の五、五六一八の一四、五六一八の一六、池田町漆川黒鉄ノ窪四七八〇の一から四七八〇の三まで、四七八一から四七九七まで、四七九八の一から四七九八の三まで、四七九九、四八〇〇の一から四八〇〇の五七まで、四八〇〇の五八（次の図に示す部分に限る。）、四八〇〇の六八まで、東祖谷落合四二五の一、四二五の二、四二六、四二七、四七五・四七六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四七九の一から四七九の六まで、四八〇、四八一の一から四八二の一から四八二の八まで、四八三の一から四八三の三まで、四八四の一、四八四の二、四八八、四八八の二、四八九、四九〇の一、四九〇の二、四九一の一、四九一の二、四九二の二、四九三、四九三の二、四九四の一・四九四の二・四九五・四九六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、四九七、四九八、四九八の二（次の図に示す部分に限る。）、四九九、四九九の二（次の図に示す部分に限る。）、四九九の三、四九九の四（次の図に示す部分に限る。）、五〇〇の一から五〇〇の七まで、五〇四の一、五〇四の二、五〇六の一、五〇六の二、五〇七の一から五〇七の三まで、五〇八の一、五〇八の二、五〇九の一、五〇九の二、五一〇の一から五一〇の三まで、五一一の一から五一一の三まで、五一二の一、五一四の一、五一五の一・五一五の一二から五一五の一四まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五一八の一、五一八の二、五一九の一、五二七の一から五二七の三まで、五三一の一、五三一の二・五三二・五三三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五三七、五三八（次の図に示す部分に限る。）、五四六の一から五四六の三まで、五四七、五四八、五四九の一、五四九の二、五五〇の一、五五〇の二、五五一から五五三まで、五五四の一から五五四の三まで、五五五の一、五五五の二、五五六の一、五五六の二、五五七の六

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

東祖谷落合五一四の一、五一五の一、五一五の二から五一五の一四まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三百三十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県吉野川市鴨島町森藤字笠岩一九三九の二、一九三九の三、一九四二、字下山一七六四、一七九四、一八三五、字西浦谷一五七四、一五七五の二、字六坊一五八二の三、一五八二の五、一五八二の八、字高ノ原一八九八の二、字天神一七八四の六、一八二〇の七、一八二〇の一〇、一八二〇の一一、一八四三の二、一八九五、字東端山二〇八四の三、字円生八八五の一、九〇三の一、九〇三の五、九〇四の一、九〇四の五、九〇四の八、九〇四の九、九〇九、九一八の一、九一八の二、九二三の二〇の一、九二三の二、九二三の四、九二三の五、字滝倉一七五〇、一九〇一の一、川島町桑村字植桜二八三九の一（次の図に示す部分に限る。）、字上山田二五七の二、字蓮池一一三八、一一三九の三、一一三九の四、字山ノ原二九七四、山川町榎谷三七九の一、三七九の四、山川町奥野井二九四、三二一の一、三二六の一、山川町西麓一一八の一、一一八の二、一一八の八、一一八の九、一三三の一、一三三の五、一三六の二、山川町忌部山三二の一、三二の三から三二の五まで、三三の一から三三の四まで、三四の一、三四の二、三五の一、三五の二、一三〇の二、一三三の一、一三三の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字笠岩一九三九の二、一九三九の三、一九四二、字下山一七六四、一七九四、一八三五、字西浦谷一五七四、一五七五の二、字六坊一五八二の三、一五八二の五、一五八二の八、字高ノ原一八九八の二、字天神一七八四の六、一八二〇の七、一八二〇の一〇、一八二〇の一一、一八四三の二、一八九五、字東端山二〇八四の三、字円生八八五の一、九〇三の一、九〇三の五、九〇四の一、九〇四の五、九〇四の八、九〇四の九、九〇九、九一八の一、九一八の二、九二三の二、九二三の四、九二三の五、字滝倉一七五〇、一九〇一の一、川島町桑村字植桜二八三九の一（次の図に示す部分に限る。）、字上山田二五七の二、字蓮池一一三八、一一三九の三、一一三九の四、字山ノ原二九七四、山川町榎谷三七九の一、三七九の四、山川町奥野井二九四、三二一の一、三二六の一、山川町西麓一一八の一、一一八の二、一一八の八、一一八の九、一三三の一、一三三の五、一三六の二、山川町忌部山三二の一、三二の三から三二の五まで、三三の一から三三の四まで、三四の一、三四の二、三五の一、三五の二、一三〇の二、一三三の一、一三三の八